

(参加報告書)

1. 出張先 : 第4回大学セミナーハウスFD研究会
2. 主催 : 大学セミナーハウス
3. テーマ : 大学の教育情報公開はいかにあるべきか
4. 日時 : 2010年6月26日(土) 13:00~17:00
5. 場所 : 工学院大学新宿キャンパス
6. 報告者 : 高橋健悦(学務部教学企画課)
7. 参加者 : 約90名(全国の国公立大学の教職員、および会場校から多数の参加があった)
8. 内容 : 講演者等は以下のとおり。
  - (1) 基調講演 「大学における教育情報の公表」(文部科学省高等教育局大学振興課課長補佐 石橋 晶 氏)
  - (2) 事例報告 「芝浦工業大学における情報公開の現状」(芝浦工業大学副学長 村上 雅人 氏)
  - (3) 分科会・全体討論

(報告) 文部科学省の石橋氏の講演が特に印象に残ったので概要(ポイント)等を報告する。

#### ①中央教育審議会大学分科会の審議経過により学校教育法施行規則等の一部が改正される

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体、特に大学教育について、多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方について審議が進められてきて、中長期的な大学教育の在り方に関する報告がなされている。また、大学の質保証についても、教育情報の公表の促進についての議論が1998年以降さまざまな形で進められてきた。そして、本年6月16日付、文部科学省から、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行が通知された。

#### ②教育情報を公表する際の基本的な考え方について

公的な教育機関として、学生、保護者、社会に公表が求められる情報は「大学の教育研究上の目的に関する事」をはじめとする9項目である。これらはすべて義務化された。

この中で特に「教員組織及び教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事」と「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事」は、本学においては公表が遅れており、また、公表の具体的な内容が定まっていない状況である。本学の現状について学部長会議等で説明を行い、対応すべき内容について各学部の認識を共有する必要がある。

#### ③教育力の向上の観点から公表が求められる情報は、努力義務である

「学部・学科・課程・研究科・専攻ごとの教育研究上の目的」、「教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系」、「学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準」については、文部科学省はできれば公表を望みたいが、今回は努力義務とした。しかし、これらの情報は本学ですでに公表が進んでおり、教育力の向上の観点からみると、近いうちに全件公表するべきものと考えている。

#### ④今後の本学の進むべき方向について

今回の研究会は、先月、学校教育法施行規則等の改正が公布され、大学が社会に対して説明責任を果たす重要性を認識するのに、絶好のタイミングであった。

大学の自主的な情報公開が求められているが、それは学士力を保証するための教育力に関する情報を大学として公開する必要がある、という考え方によっている。本学においても様々な教育情報が存在しているが、教育の質を向上させるためには、本学が進めてきた様々な改革をもとに教育情報が効果的に働くように検討して、積極的に公開を進めていく必要があるのではないかと考えている。

また、本学はITや国際交流の活動を積極的に計画・展開しているが、もっと情報を海外に発信することや、国際的な大学評価活動の展開を推進していくべきであろう。今年度発足した国際戦略機構では、国際的な教育研究活動、学生の海外交流など、国際競争力の向上を図る意味でも、本学の方向性を早急に議論して即座に行動する必要性を感じている。

以上